

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成27年8月27日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500112号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第1500022号

## 第1 結論

昭和58年1月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年1月から昭和61年3月まで

私は、以前居住していたA市役所の横にあった建物で国民年金の加入手続を行い、納付書により国民年金保険料を納付していた記憶があるものの、時期をはっきり記憶していない。請求期間当時に係る家計簿や預金通帳からは、国民年金保険料を納付していた記録は確認できなかったが納付していたような気がするので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、時期を具体的には記憶していないものの、A市役所の横にあった建物で国民年金の加入手続を行い、納付書により国民年金保険料を納付していたと陳述しているところ、A市は、請求期間当時、新庁舎を建設するため、庁舎の横に設けていた議会棟において国民年金に関する手続を行っていた旨回答していることから、請求者の陳述と一致している状況がうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及びA市に係る請求者の国民年金被保険者名簿によれば、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和62年2月頃に払い出されているとともに、請求者は、昭和61年4月1日に遡って国民年金第3号被保険者の資格を取得していることが確認できる上、当該記号番号以外に請求者に対し別の記号番号が払い出された事跡は見当たらないことから、請求期間は未加入期間であり、請求者は当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者が提出した請求期間の一部の期間に係る家計簿及び預金通帳からは、請求者が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる記載は確認できない。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500114 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500023 号

## 第 1 結論

昭和 51 年 4 月から昭和 53 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和 57 年 4 月から昭和 59 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和 61 年 7 月から昭和 62 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月まで  
② 昭和 57 年 4 月から 59 年 9 月まで  
③ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで  
④ 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで

昭和 53 年 4 月頃、自宅を訪問してきた A 市の非常勤職員から国民年金保険料を 10 年遡及して納付することができると勧められ、国民年金に夫婦で加入し、その場で保険料を 4、5 年分まとめて同市の非常勤職員に納付した。その後についても、夫の国民年金保険料と合わせて、A 市の非常勤職員に定期的に保険料を納付した。私の国民年金記録を確認したところ、請求期間①、②、③及び④の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

### 1 請求期間①について、請求者は、昭和 53 年 4 月頃、自宅を訪問してきた A 市の非常勤職員から勧められ国民年金に加入し、その場で国民年金保険料を 4、5 年分まとめて納付したと主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 54 年 3 月頃に払い出されたと推認される上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらないことから、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付したとする昭和 53 年 4 月当時、当該期間は未加入期間であり、請求者は、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる昭和 54 年 3 月時点において、請求期間は、過年度納付可能な期間又は第 3 回特例納付により納付可能な期間であるものの、A 市は、当時、職員が訪問し集金していた国民年金保険料は、現年度保険料のみであり、過年度保険料及び特例納付保険料を収納することができなかつた旨回答している。

さらに、請求者が所持する年金手帳の納付記録欄によると、請求期間①に係る年度の欄は空欄であることが確認できる上、A 市が保管する請求者に係る国民年金記録確認票及び国民年金

被保険者台帳により、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる記録は確認できない。

- 2 請求期間②、③及び④について、請求者は、夫婦二人分の国民年金保険料をA市の非常勤職員に定期的に納付していたと陳述しているが、当該期間の回数は3回に及んでいる上、請求者には当該期間以外にも未納期間や申請免除期間があることが確認できる。

また、前述の国民年金記録確認票及び国民年金被保険者台帳により、請求期間②、③及び④の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる記録は確認できない。

- 3 請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付について、夫の国民年金保険料と自身の保険料を合わせて納付していた旨陳述しているが、当該期間における夫の納付記録は、請求者と同様に未納と記録されていることが確認できる。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500094 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500024 号

## 第 1 結論

昭和 49 年 4 月から昭和 51 年 3 月までの期間及び昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から昭和 51 年 3 月まで  
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 49 年 3 月に短期大学を卒業し、同年 4 月に A 職となり、国民年金保険料を納付し始めたと記憶している。

国民年金の加入手続についてはあまり記憶していないが、私自身又は両親が手続をしたと思う。請求期間に係る国民年金保険料については、加入当初は父が納付組織で納付してくれていたと思うが、途中からは自分で定期的に納付したと記憶している。

請求期間が未納となっているが、保管する年金手帳の記録においても、最初の加入日が短期大学卒業後の昭和 49 年 4 月 1 日と記載されていることから、昭和 49 年 4 月から保険料を納付しているはずであり、納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、年金手帳における「はじめて被保険者となった日 昭和 49 年 4 月 1 日」の記載内容から、昭和 49 年 4 月 1 日に国民年金に加入し、以降は定期的に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、昭和 51 年 10 月頃に払い出されていることが推認される上、請求者に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、請求期間①は、当時、未加入期間であり、請求者の父親が当該期間に係る国民年金保険料を現年度納付することはできなかつたものと考えられる。

また、請求者は、請求者の父親が納付組織で国民年金保険料を納付していた旨陳述しているが、B 市は、請求期間当時、同市 C 町において、納付組織が存在したか否かについて確認できない旨回答している上、現在の同市 C 町の自治会長からは、請求期間当時、納付組織が存在したことをうかがわせる陳述を得ることができない。

さらに、請求期間について、請求者は、請求者の両親又は自身が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、請求者は、国民年金に加入した時の状況や保険料の納付について、具体的な記憶がない上、請求者の父親は既に他界しており、母親からは、請求期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付について、具体的な陳述を得ることができない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500064号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1500042号

## 第1 結論

昭和61年7月から昭和63年11月までについて、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

平成元年10月から平成11年5月までについて、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成11年6月から平成18年6月までについて、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年7月から昭和63年11月まで  
② 平成元年10月から平成11年5月まで  
③ 平成11年6月から平成18年6月まで

昭和61年7月からA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、同被保険者の資格取得日は、昭和63年12月1日となっている。また、平成元年10月から平成11年5月まではB社に勤務し、同年6月から平成18年6月まではC社に勤務していたが、それぞれ厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者のA社に係る厚生年金保険の被保険者期間は4か月とされているが、当該期間において、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人は、請求者が1年半ぐらひは同社に勤務していた旨陳述していることから、請求者は、請求期間①の一部において、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の当時の事業主は、期間の特定はできないものの、請求者が同社において勤務していたことを記憶しているが、請求者は入社当時は日給であり、その後、社員として厚生年金保険に加入したと思う旨回答しており、請求者の請求期間①に係る賃金台帳、出勤簿及び社会保険の関連資料は保管していない旨回答している上、前述の同僚から当該期間に係る厚生年金保険料の控除についての陳述を得ることはできない。

また、請求者のA社に係る雇用保険の資格取得日は、昭和63年12月1日と記録されており、請求者の同社に係る厚生年金保険の資格取得日と一致している。

2 請求期間②について、請求者は、D県E市にあったB社に勤務し、当時の事業主の氏名を記憶しているところ、請求者が記憶する事業主の氏名及び同社の所在地と合致する事業所に係る法人登記簿が確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が、請求期間②において、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、B社の当時の事業主は、居所が不明のため聴取することができず、元取締役二人に照会したが、回答を得ることができない上、請求者は、請求期間②当時に同社で勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、同僚から請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について聴取することができない。

さらに、請求者のB社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、請求者は、請求期間②の大部分において、D県F市の国民健康保険に加入していたことが確認できる。

- 3 請求期間③について、請求者は、前述のB社の事業主が同社を廃業した後、D県F市でC社を創業したので、同社で勤めることになったと主張している。

しかしながら、D県F市を管轄する法務局は、C社に係る法人登記簿は確認できないと回答している上、オンライン記録を確認したが、請求期間③において、厚生年金保険の適用事業所であった記録も確認できない。

また、C社の当時の事業主は居所が不明のため、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について聴取することができない。

さらに、請求者は、C社に勤務していたとする当時の同僚の氏名を記憶していないことから、同僚から請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について聴取することができない。

加えて、請求者のC社に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、請求者は、請求期間③において、D県F市及びG県H市の国民健康保険に加入していたことが確認できる。

- 4 このほか、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに請求者が当該請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。